

事故惹起運転者指導記録簿

指導責任者氏名				(根拠規定: 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
事業者名(営業所名)			実施場所	
指導対象者氏名			生年月日	大・昭・平 年 月 日
選任年月日	年 月 日	運転記録証明書取得年月日	年 月 日	
事故惹起年月日	年 月 日	特定診断受診年月日	年 月 日	
実施年月日	実施時間	指導項目及び指導の具体的内容		実施者
年 月 日	時 分 ～	① トラックの運行の安全の確保に関する法令等		
	時 分 まで	指導の具体的内容		
	時間 分			
年 月 日	時 分 ～	② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策		
	時 分 まで	指導の具体的内容		
	時間 分			
年 月 日	時 分 ～	③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法		
	時 分 まで	指導の具体的内容		
	時間 分			
年 月 日	時 分 ～	④ 交通事故を防止するために留意すべき事項		
	時 分 まで	指導の具体的内容		
	時間 分			
年 月 日	時 分 ～	⑤ 危険の予測及び回避		
	時 分 まで	指導の具体的内容		
	時間 分			
年 月 日	時 分 ～	⑥ 安全運転の実技		
	時 分 まで	指導の具体的内容		
	時間 分			
指導時間合計	時間 分	事故惹起者指導終了年月日	年 月 日	

☆事故惹起者への指導は事故惹起後、又は運転記録証明書にて確認後、再度トラックに乗務する前に実施する。

(やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した一ヶ月以内に実施する)

※ ①～⑤の項目については**合計6時間以上実施**すること。

⑥については可能な限り実施することが望ましい。